

業務指示書

ミャンマー国農業セクター中核人材育成支援情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること）を認めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（○）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：途上国における農業分野の長期研修事業に係る業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農業教育）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業教育
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 研修企画】

- 1) 類似業務の経験：研修企画
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月14日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08547 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農業教育

研修企画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.70 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月28日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達》コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

（URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>）

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ミャンマー国農業セクター中核人材育成支援情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本条件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／農業教育	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：研修企画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ミャンマーにおいて、農業セクターは、GDP の 29.8% (2014 年、ミャンマー計画・財務省)、総労働人口の 61.2% (2011/12 年度、FAO) を占める主要な産業である。

ミャンマー政府は「国家総合開発 20 か年計画」(2011 年度～2030 年度)において、「農業開発とその他全セクターの総合的開発により、近代的工業国家を建設する」として、開発計画において農業開発を重視する方向性を示している。また、農業畜産灌漑省は、「第 2 次 5 か年計画」(2016/17 年度～2020/21 年度)における政策方針の一つとして「人材育成」の促進を掲げており、農業行政システムの発展を図るために、政府機関職員の能力向上を目的とした国内外での学位取得の促進を打ち出している。その上、2016 年 7 月には国民主連盟 (NLD) 率いる現政権における「経済政策」が発表され、持続的な資源動員と各州・地域間の資源分配のバランスを基礎として、「国民和解」を支える経済的枠組みを構築することがビジョンとして示されている。

しかし、現在、ミャンマー国内で農業畜産分野の人材輩出を担う高等教育機関はイエジン農業大学及び獣医科大学に限られており、同校のみで今後需要の拡大が予想される農業セクターの高等教育を担うことは非常に困難である。また、旧・農業灌漑省において、職員の学士取得率は約 21.4% であったが、修士は約 1.1%、博士は 0.5% に留まっており、特に修士以上の学位取得支援が求められる一方、イエジン農業大学では特に修士課程以上のアカデミックプログラムの開発が進んでおらず、量及び教育の質の観点からも、ミャンマー国内における人材育成の機会は非常に限定的である。人材育成は農業政策の立案者だけでなく、地方の自然・社会・経済に応じた農業開発を担う地方レベルの行政官においても重要である。

係る状況下、JICA は技術協力個別案件「農業セクター中核人材育成」(2015 年～2018 年)にて、農業畜産灌漑省職員及びイエジン農業大学教員の本邦大学修士課程における長期研修を実施することにより、今後ミャンマーの農業セクターを担う若手職員・教官の能力育成を支援している。しかしながら、同案件は 2016 年度の 4 月入学及び 9 月入学のみを対象としており、今後継続的に需要が拡大すると見込まれるミャンマー農業セクターにおける人材育成を支援するためには、選考方法や運営実施体制を含め、農業セクターの中核となる人材の育成に係る更なる協力の可能性を検討する必要がある。

ミャンマー農業セクターの中長期的な発展に資する分野を見極め、同分野の人材を育成するためには、農業セクターにおける現状の課題と今後のニーズを踏まえ、各分野の将来有望な人材を戦略的に育成していくことが求められる。更に、人材育成事業の実施に際しては、本邦大学機関の有するリソースとミャンマー側ニーズの適切なマッチングを行い、受入大学機関との連携のもと円滑な事業運営を図ることが必要である。

本調査では、JICA が実施する既存の長期研修スキームについて情報収集・分析すると共に、ミャンマー農業セクターにおける高等教育人材のニーズ、及び本邦大学機関のリソースを調査・分析することによって、ミャンマー農業セクターの人材育成を目的とした長期研修事業の協力方針及び実施方法を検討する。

2. 業務の目的

本業務は、以下を明らかにしつつ、ミャンマー農業セクターの行政・研究分野における中核人材育成に資する新規長期研修事業の協力方針及び実施方法を検討するための情報収集を行うことを目的とする。

- (1) JICA が実施する既存の長期研修事業における、事業実施体制及び実施方法に係る情報を収集する。
- (2) ミャンマー農業畜産灌漑省、イエジン農業大学（及び必要に応じて獣医科大学）における高等教育人材の現状調査及び中長期的に高等教育人材育成が求められる研究課題分野についての情報収集・分析を行う。
- (3) 本邦研修受入候補大学の選定及び同大学の修士・博士課程プログラムに係る情報を収集する。

(4) 上記(1)～(3)の結果を踏まえ、今後JICAが実施するミャンマー農業セクターの行政・研究分野における中核人材育成を目的とした新規長期研修事業の協力方針及び実施方法について検討する。

3. 業務対象地域

ミャンマー：ネピドー（農業畜産灌漑省、獣医科大学）、イエジン（イエジン農業大学）

日本：本邦大学所在地

業務対象地域として望ましいと考えられる地域がある場合には、理由を付したうえでプロポーザルにて提案すること。

4. 業務の範囲

本業務は、上記の「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 全体方針

本調査の最終的な目的は、ミャンマー農業セクターの中長期的な発展に資する中核人材の育成を目指し、ミャンマー農業セクターの政府機関及び大学機関の高等教育人材に係る課題とニーズの分析、本邦大学のリソース及び留学生受け入れ体制の情報収集を踏まえて、ミャンマー農業セクターの開発課題に対応し得る効果的な新規長期研修事業を検討することである。

さらに、同事業の設計においては、JICAが実施する既存の長期研修事業の実施方法のレビューに基づき、より効率的な研修事業の実施方法を検討する必要がある。

(2) 調査時のアポイントメント

本調査の実施に際しての日本側関係者、ミャンマー側関係者との必要なアポイントメントの取り付けは、原則受注者が行うことを前提とする（連絡先は、契約後にJICAから受注者へ提供する）。

(3) 調査実施中の確認プロセス

本調査は、JICA農村開発部及び同ミャンマー事務所と意見交換を十分行いつつ進めるものとする。また、特に以下の段階において、JICA農村開発部及び関係部局との会議を開催し、内容についてJICAの合意を得つつ進めるものとする。

- ① インセプション・レポート作成時
- ② 現地調査開始、終了時
- ③ ドラフト・ファイナルレポート作成時
- ④ ファイナルレポート作成時

(4) JICAが実施する既存の長期研修事業に係る情報収集

JICAが実施する既存の長期研修事業の実施体制及び実施フローに係る情報を収集し、事業ごとに整理する。

具体的に対象となる長期研修事業及び調査項目は以下を想定しているが、その他に情報収集が望ましいと考えられる項目がある場合には、プロポーザルにて提案し、新規長期研修事業の検討にあたって必要となる情報が網羅されるよう留意する。

①既存の長期研修事業

- ・ 人材育成奨学計画
- ・ アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ
- ・ 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト
- ・ ミャンマー国農業セクター中核人材育成

②調査項目

- ・ 事業期間

- ・研修員受け入れ人数、募集人数、志願者数
- ・相手国実施機関（事業主管機関、研修候補者募集先機関を含む）
- ・コンサルタント等業務委託状況
- ・JICA・コンサルタント・受け入れ大学・その他関係機関の実施業務分担状況
- ・事業計画策定から選考～入学～卒業～帰国に至るまでの事業スケジュール
- ・上記スケジュール上で必要となるオペレーション及び手続き
- ・特別プログラムの有無

(5) 調査対象となるミャンマー側関係機関

ミャンマー側関係機関として、主に農業畜産灌漑省及びイエジン農業大学に対して調査を実施する。また、調査において高等教育人材育成が必要となる研究分野を検討した結果、必要と考えられる場合には獣医科大学についても調査を行うこととする。

(6) 農業畜産灌漑省に対する調査方針

現・農業畜産灌漑省は、新政権において旧・農業灌漑省、旧・畜産水産地方開発省及び旧・協同組合省の3省が統合した省庁であるが、実際には、旧・省庁ラインごとに統制が行われている現状にある。よって、農業畜産灌漑省全体に対して効率的な調査を行うために、各旧省庁の中心局である農業計画局、畜産局、水産局、地方開発局及び零細産業局より、省庁全体の高等教育人材の現状・ニーズの傾向について情報収集し、右結果をもって、その他各局への調査方針を立案することを想定している。調査にあたっては、全ての局・課に対してヒアリングを行う必要はなく、重要な調査対象を絞り込んで情報収集を行うこととする。

また、上記以外に望ましい調査方針が想定される場合にはプロポーザルにて提案するとともに、業務実施段階においても、調査状況に応じて柔軟にJICAに対し変更提案を行うこととする。

(7) 高等教育人材が特に求められる研究課題分野について仮説を提案

上記(6)の通り、農業畜産灌漑省の中心局に対する調査及びその他関係者からの情報収集を通して、ミャンマー農業開発における研究課題分野を整理し、同分野において高等教育人材が特に求められる研究課題分野について仮説を提案する。提案にあたっては、ミャンマー農業セクターの中長期的な発展への貢献を念頭に、ミャンマー側が提示するニーズ及び潜在的なニーズを考慮して研究分野の仮説を立てることとする。

また、仮説は必要に応じて複数案を提案する。具体的には、①長期研修の実施が望ましい研究課題分野及びその優先度をリスト化し、②調査結果の裏付けを元に同研究分野を選定した背景の提示を取りまとめることを想定している。

以下は仮説のイメージである。仮説の検討にあたっては、必ずしも下記仮説案の記載ぶりに準ずる必要はなく、調査結果に基づいた考察を行う。

【仮説案】

- ・少数民族地域・貧困地域等、特定の地域を活性化するための地方開発行政の手法研究
- ・水利組織や販売組織などにおける、ミャンマーの社会経済状況を踏まえた農家の組織化を図るための住民参加促進手法の研究
- ・社会保障給付金等の直接的な財政支出を行うことができない状況での、土地なし貧困層の貧困脱出に向けた政府の支援手法の研究
- ・政策的に農業畜産灌漑省と商業省の中間領域である農業関連ビジネス振興・加工流通改善に係る政策手段の研究
- ・経済発展に伴い米から野菜や畜水産物に需要が変化していく中で、需要の変化に応じた農業セクターの育成を図るための政策手段の研究

(8) その他事業との連携の可能性を検討

研究課題分野の設定については、円借款「バゴー西部灌漑農業開発事業」及び「農業所得向上事業」、「農業・農村開発ツーステップローン事業」との相乗効果に特に留意し、新規長期研修事業による人材育成において、円借款事業との連携が想定される研究課題分野の検討を行う。但し、

全ての研究課題分野が同事業に関係する必要はなく、その他研究課題分野との配分を調整の上、可能な連携を検討することとする。

また、JICA がミャンマーで実施するその他事業との連携の可能性についても、可能な限り明らかにする。

(9) 農学知的支援ネットワーク（JISNAS）との連携

農学知的支援ネットワーク（JISNAS）は、農学分野における国際協力活動への参加の意図を有する大学間及びこれら大学と国際農業機関との連携を促進し、国際協力活動を推進することを目的に設立された、農学系・国際協力系本邦大学及び研究機関のネットワークであり、47 本邦大学が加盟している。技術協力個別案件「農業セクター中核人材育成」（2015 年～2018 年）においては、JISNAS のネットワークを活用して本邦受入候補大学の募集・情報収集を行っており、本調査においても、JISNAS との連携のもと受け入れ先候補となる本邦大学の情報収集を行うこととする。

(10) 本邦研修受入候補大学の選定及び情報収集

新規長期研修事業において、2018 年度以降ミャンマーからの長期研修生（修士課程及び／または博士課程）の受け入れが可能である本邦大学の選定を行う。選定にあたっては、JISNAS と緊密に連携し、本邦受入候補大学の募集・選定方法及び本邦研修受入候補大学リストについては、JICA 及び JISNAS と協議の上、決定する。なお、2018 年度研修受け入れについては 2017 年度に選考・入学手続き等が必要となることに留意し、それらの受入に係るプロセスについて各大学へ事前に丁寧に説明の上、了承を得ることとする。

また、留学生受け入れに係る各大学の選考・入学プロセス、留学生支援体制について情報を収集し、長期研修に対する大学側の要望についても積極的に収集の上、柔軟に研修計画へ反映する。

(11) 新規長期研修事業の実施方針・実施方法について検討

現地及び国内業務の結果に基づき、ミャンマー農業セクターの行政・研究部門における高等教育人材育成を目的とした新規長期研修事業の協力方針及び実施方法を検討する。右検討にあたっては、研修実施上の留意点や実施上の各オペレーション想定時期も併せて提案することとする。また、研修事業実施方法については、極力 JICA が実施する他の長期研修スキームに準じる方法とすることに留意する。なお、新規長期研修事業は技術協力個別案件（長期研修）として採択予定である。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。効果的な業務実施のために必要な調査方法・手順等については、プロポーザルにおいて現地業務及び国内業務毎に具体的に提案すること。

【第 1 次国内業務】（2016 年 11 月下旬～12 月上旬）

- (1) JICA が実施する他の長期研修スキームにおける研修事業の実施体制及び実施方法について情報を収集する。
- (2) 技術協力個別案件「ミャンマー農業セクター中核人材育成（2015 年～2018 年）」について、当該案件関係者（受入大学教務・指導教官、JICA ミャンマー事務所、JICA 国内機関）より情報収集を行い、当該案件実施上の課題を分析する。受入大学は、東京農業大学、東京農工大学、名古屋大学、三重大学、京都大学、島根大学、岡山大学、九州大学、宮崎大学の 9 大学である。
- (3) 上記（1）～（2）の結果を踏まえ、以降の現地／国内業務で収集すべき情報を取りまとめ、インセプション・レポートを作成する。
- (4) JICA に対し、同レポートに基づき調査方針／調査計画等を説明するとともに、内容について協議・確認する。
- (5) ミャンマー側関係機関に対する質問票（案）（英文及び必要に応じミャンマー語）を作成する。

【第1次現地業務】(2016年12月上旬～2017年1月下旬)

- (1) JICA ミャンマー事務所及びミャンマー側関係機関にインセプション・レポートを説明し、内容を協議・確認する。
- (2) 以下のとおり情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ① 関係各組織の人材育成に係る現状を調査・分析する。
 - ア) ミャンマー農業セクターにおける高等教育人材育成計画、同取り組み及び予算状況に係る情報収集、現状整理を行う。
 - イ) 農業畜産灌漑省、イエジン農業大学及び獣医科大学の職員・教官における学位取得状況（保有学位、取得時期、専攻分野、卒業校等）について情報収集、現状整理を行う。
 - ウ) 農業畜産灌漑省の農業計画局、畜産局、水産局、地方開発局及び零細産業局に対するヒアリングを基に、農業畜産灌漑省傘下の各局における研究課題分野を整理する。
 - エ) ミャンマー国の農業・農村開発に携わる日本側関係者へのヒアリングを行う（大使館、JICA 専門家、事務所等）
 - オ) 上記ウ)、エ) の結果を踏まえ、高等教育人材が特に求められる研究課題分野について仮説を立てる。
 - カ) 上記仮説に応じて農業畜産灌漑省において重点的に調査を行う部局を抽出し、高等教育人材のニーズ（分野、人数、学位レベル等）について関係する局・課にヒアリングを行う。
 - キ) イエジン農業大学（及び必要に応じて獣医科大学）に対し、高等教育人材のニーズ（分野、人数、学位レベル等）についてヒアリングを行う。
 - ク) 上記カ)～キ) の結果を踏まえ、関係機関の人材ニーズを整理し、高等教育人材が必要とされる研究課題分野をリスト化し、優先度を設定する。
 - ② 農業畜産灌漑省、イエジン農業大学（及び必要に応じて獣医科大学）における長期研修の実施に際して、ミャンマー側で必要となる各種手続きについて情報収集（フロー図、担当省庁部署、必要日数等）、現状整理する。
 - ③ ミャンマー国内の海外留学支援制度及び他ドナーによる留学支援事業について情報収集、現状整理を行う。
- (3) 上記（2）の結果を踏まえ、ミャンマー側より派遣可能な研修生の規模（年間／通算人数、年間／通算バッチ数）について整理する。
- (4) 上記（2）～（3）の結果を踏まえ、本研修事業計画における博士・修士課程のコース設定（博士課程のみ／博士・修士の両方／修士課程のみ）につき、各コース設定がカバーできる受益人数及び研究分野を比較検討し、コースごとの実施計画案（対象人数、年間派遣人数、対象研究分野等）を整理する。
- (5) 第1次現地業務の結果を整理し、ミャンマー側関係機関及び JICA ミャンマー事務所関係者に対して調査結果及び今後の方針を説明・確認する。

【第2次国内業務】(2016年12月上旬～2017年1月下旬)

- (1) 農業、畜水産及び獣医分野においてミャンマー留学生受入可能な本邦受入候補大学（修士課程及び博士課程）を募集し、ロングリストを作成する。なお、本邦受入候補大学の募集・ロングリストの作成にあたっては、JISNAS を通じて行う本邦大学に対するアンケート結果を踏まえ、JICA 及び JISNAS と協議の上、決定する。
- (2) 上記（1）のロングリストに基づき、各本邦受入候補大学にて研修受入可能な研究分野、研修員受け入れ可能人数（2018年度春入学以降、秋入学も含める）、受験／入学資格、選考過程、入学手続き、履修課程、卒業条件について情報収集、現状整理を行う。
- (3) 上記（1）のロングリストに基づき、各本邦受入候補大学における留学生支援体制について（学生寮入居状況、チューター制度、英語対応講義有無、日本語学習クラス有

- 無等)、情報収集、現状整理を行う。
- (4) 第1次現地業務の結果及び今後の方針について、JICAに対して説明・確認を行う。
- (5) 現地及び国内業務の結果に基づき、ミャンマー側ニーズと本邦大学側リソースのマッチングを行い、ミャンマー側ニーズ毎に対応可能な本邦大学をリスト化する。
- (6) ミャンマー農業セクターの行政・研究部門における高等教育人材育成を目的とした新規長期研修事業の協力方針及び実施方法を検討する。
- (7) 現地及び国内業務の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナルレポートを作成する。
- (8) ドラフト・ファイナルレポートの内容についてJICA関係者に対して説明・確認を行う。
- (9) 第2次現地調査に向けた調査計画を検討し、JICAに対して説明・確認の上、必要な調整・準備を行う。

【第2次現地調査】(2017年2月上旬～2月中旬)

- (1) ミャンマー側関係機関及びJICAミャンマー事務所関係者に対し、ドラフト・ファイナルレポート説明・確認を行う。

【第3次国内業務】(2017年2月中旬～2月下旬)

- (1) 第2次現地調査により得られたコメントを反映し、ファイナルレポートを作成する。
- (2) ファイナルレポートの内容についてJICA関係者に対して説明・確認を行う。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は4)ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに対して説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方政府関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

1) インセプション・レポート (Ic/R)	: 英文 5部 (簡易製本) : 和文 5部 (簡易製本) : CD-R 英文・和文各 1部
2) ドラフト・ファイナルレポート (Df/R)	: 英文 5部 (簡易製本) : 和文 5部 (簡易製本) : CD-R 英文・和文各 1部
3) ファイナルレポート (F/R)	: 英文 13部 (製本) : 和文 8部 (製本) : CD-R 英文 5部・和文 4部

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポートの仕様、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。報告書が分冊となる場合には、本編と付属書類及び関連データの照合が簡易に行えるよう、工夫を施すこと。

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集リストを付した上で調査終了後JICAに提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年11月下旬より業務を開始し、12月上旬を目途にインセプション・レポートを提出し、2017年2月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

実施事項	2016年度			
	11月	12月	1月	2月
国内作業		➡	➡	➡
現地作業		➡	➡	➡
報告書		▲ ICR	▲ Df/R	▲ F/R

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約3.7M/M

（2）構成分野（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／農業教育（2号）
- 2) 研修企画（3号）

3. 相手国の便宜供与

特になし

4. 配布資料

- ・ミャンマー国「農業セクター中核人材育成（個別案件）」案件概要表
- ・ミャンマー国「農業セクター中核人材育成（個別案件）」基本計画

5. 現地再委託

本調査において、現地再委託は想定していない。

6. 業務用機材

本調査において、業務用機材の購入は想定していない。

7. その他の留意事項

（1）安全管理

現地業務に先立ち渡航予定の業務従事者全員を外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。加えて、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載することとする。

（2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上